

一般競争入札公告

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

沖縄県知事公舎電力供給契約（単価契約）

(2) 供給場所

ア 那覇市寄宮1丁目7番1号(知事公舎)で使用する電力

予定契約電力 46kW、予定電力使用量 84,817kW

(3) 電力供給期間

令和 7 年 12 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 11 月 30 日午後 12 時まで

(4) 仕様書等

仕様は別紙「入札説明書」及び「仕様書」等による。

(5) その他

本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、当該契約にかかる翌年度以降の歳入歳出予算について、減額又は削除があった場合、本契約は解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) この公告に定める入札日時時点で「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和 47 年 7 月 20 日沖縄県告示第 69 号）」に基づく競争入札参加資格者名簿（営業品目「27 燃料類」取扱品目「電気」）に登録された者であること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 沖縄県内に本社・支社・支店または営業所等を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号いずれにも該当しない者であること。
- (5) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた者でないこと。

- (6) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者でないこと。
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く）でないこと。
- (8) 次の各号に該当しないもの
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがある。

3 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格登録申請書及び添付書類を直接(2)に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び契約条項等の入手方法

申請書等様式は、沖縄県総務部管財課ホームページからダウンロードすること。

ア 申請期間

令和7年8月25日(月)から令和7年9月9日(火)17時まで

イ 申請書提出場所及び問い合わせ先

沖縄県総務部管財課庁舎マネジメント班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号 098-866-2106（担当：下地）

(3) 申請書等に使用する言語

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

4 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和7年9月12日（金）までに通知する。

5 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

6 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金
- (6) 電話番号

7 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が、前記 2 に示す要件を満たさなくなった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 資格取消の通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

8 入札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 22 日(月) 11 時 00 分 本庁舎 11 階第 5 会議室

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を納めさせないことができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

10 入札の無効

次に該当するときは、入札を無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 入札に参加するに必要な資格の無い者の入札
- (2) 入札者が法令の規定又は入札条件に違反した入札
- (3) 入札者又はその代理人が入札事項に対し 2 通以上の入札
- (4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした入札
- (5) 入札者が連合した入札
- (6) 入札者が不正の行為をした入札
- (7) 入札保証金が所定の金額に達しない者の入札。
- (8) 入札書に記名押印がないときその他記載事項を確認できない入札
- (9) 委任状を持参しない代理人の入札
- (10) 入札書の表記金額を訂正した入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

12 質問期限

令和7年8月29日午後5時まで

別紙質疑書を総務部管財課に提出すること。

※質疑が無い場合は不要です。

担当：庁舎マネジメント班 下地

(TEL：098-866-2106 FAX：098-866-0246)

13 その他

その他詳細については、入札説明書による。